町田都市計画地区計画計画書(参考)

都市計画栄通り地区地区計画を次のように変更する。(1999年11月1日町田市告示第176号)

	名		学通り地区地区計画				
	位置町田市中町一丁目及び森野一丁目各地内						
	重	積	約4.2 h a				
	地区計画の目標		町田市中心市街地を構成する地区の一つとして、都市施設の整備に合わせた土地の有効利用を図るとともに、より良好な都市空間創造のための基盤の形成と魅力ある健全な市街地の誘導を目標とする。				
保全に関する方針区域の整備・開発及び			都市としての自立性の向上へ向け、商業等の既存の集積を生かしつつ業務施設等の立地を誘導し、業務・商業を中心とした多機能かつ高度な土地の利用を促進する。				
	地区施設の整備の方針		都市計画道路網と整合した区画道路を適正に配置し、その整備に努める。				
	建築物等の整備の方針		区画道路の整備に合わせた適正な土地利用の増進と、良好な環境の各街区が形成されるよう、容積率の最高限度を定める。また、合わせて 土地の健全な利用が図れるよう建築物の用途の制限を行う。				
	位置		町田市中町一丁目及び森野一丁目各地内				
		面 積	約4.2 h a				
		道路	名 称		幅 員	延長	備考
	地区		区画道路1号		1 2 m	約220m	拡幅
	及び規模区施設の配置		区画道路 2 号		4. 5 m (7.23)	約220m	拡幅
			区画道路 3 号		4. 5 m (7.23)	約160m	拡幅
地			区画道路4号		9 m	約 80 m	拡幅
'-			区画道路 5 号		6 m	約160m	拡幅
区 整 備 計 画			区画道路 6 号 区画道路 7 号		6 m	約 80m 約 80m	既存 拡幅
		地区の 地区の名称			3 m (5.73)		加幅
	建築物等に関する事項	区 分 地区の面積	尚未A地区 約3.0ha		商業B地区 約1.2ha		
		建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1. 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条第6項の規定に該当する営業に係わるもの。				
		建築物の延べ面積の 敷地面積に対する割 合の最高限度	区域の特性に応じた最高限度 10分の40	公共施設の整備の状況に応じた最高限度 10分の30	区域の特性に応じた最高限度 10分の50 公共施設の整備の状況 度 10分		
		建築物等の形態若し くは意匠の制限	建築物の外壁もしくはこれに代わる。	柱の色彩は原色を避けるなどの周囲の都市	景観に配慮した意匠とする。	•	

「区域、地区の区分、地区施設の配置は計画図表示のとおり」 理由:「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の改正に伴い表記上の整合を図るため、地区計画を変更する。